

# 「伴走支援型特別保証制度」、兵庫県融資制度「伴走型経営支援特別貸付」の 限度額の拡充について

当協会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまに対して資金繰り支援を行うため、「伴走支援型特別保証制度」及び兵庫県融資制度「伴走型経営支援特別貸付」の取り扱いを行っています。

このたび、令和4年10月1日協会申込受付分から、両制度の限度額が**6,000万円**から**1億円**に引き上げられました。両制度の保証制度概要は以下のとおりとなりますので、ぜひご利用ください。

## 【保証制度概要】

対象者	次の(1)～(3)のいずれかに該当し、経営行動計画を策定した方		
	(1)セーフティネット保証4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)の認定を受けた方 (2)セーフティネット保証5号の認定を受け、かつ次の①、②のいずれかに該当する方 ①売上高等減少率が15%以上 ②売上高等減少率が15%未満の場合、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少 (3)次の③、④のいずれかに該当する方 ③最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少 ④最近1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少		
限度額	両制度を合算して1億円	保証期間	10年以内(うち据置期間5年以内)
保証料率	対象者(1)(2)の場合：年0.85%(経営者保証免除対応を適用する場合は年1.05%) ※国による保証料補助(当初保証料に限る)により、保証料の負担は年0.20%相当額となります。 対象者(3)の場合：年0.45%～1.90%(経営者保証免除対応を適用する場合は年0.65%～年2.10%) ※国による保証料補助(当初保証料に限る)により、保証料の負担は年0.20%～1.15%相当額となります。		
取扱期間	令和5年3月31日まで(協会申込受付分)		

※ 上記は制度の概要になりますので、詳細につきましては、各事務所・支所までお問い合わせください。